様式第2号（第6条関係）

苫小牧市ものづくり技能習得奨励金誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

苫小牧市長　様

北海道知事　様

（申請者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　氏　名

私は、苫小牧市ものづくり技能習得奨励金の申請にあたり、次に掲げる事項について誓約および同意します。（□欄にチェック✔してください。）

□本市市税を滞納（徴収猶予の申請及び減免の申請をしている場合は除く。）していないことを誓約します。

□苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同項第4号に規定する暴力団関係事業者に該当していないことを誓約します。

□当該奨励金をすでに交付された実績のある者又はその扶養義務者に該当していないことを誓約します。

□北海道立苫小牧高等技術専門学院の入校にあたり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第2号に規定する生業扶助（技能習得費）を支給された又は支給が予定される者※若しくはその扶養義務者に該当していないことを誓約します。

□本市が交付を決定するために、奨励金の審査、その他奨励金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の本市の住民基本台帳の情報、本市市税の納付状況及び生活保護世帯に属する場合は、生業扶助（技能習得費）の支給の有無を閲覧することに同意します。また、生業扶助（技能習得費）の支給の有無について、当該生活保護を担当する福祉事務所（行政機関）から本市が提供を受けることに同意します。

□北海道及び道立苫小牧高等技術専門学院から、入学料、授業料その他必要経費の支払状況、授業料免除対象者であることとその免除事由、中途退学、修了状況等について、技能習得奨励金の交付事務の範囲内において本市が提供を受けることに同意します。

□補助金交付後に苫小牧市ものづくり技能習得奨励金交付要綱第４条に規定する授業料が免除となる者となった場合は、５０，０００円を返還することに同意します。

□偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたこと又は正当な理由なく学院を退学したことにより、本市から奨励金の返還を求められたときは、これを返還することに同意します。

□本誓約書が虚偽であったこと、又はこの誓約に反したことにより、奨励金の交付決定が取り消され、又は奨励金を返還することに異存ありません。また、これらにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任とし、苫小牧市に対し何ら請求しません。